

## 原発賠償関西訴訟「第23回弁論」傍聴記

写真は大阪地方裁判所のある合同庁舎正面。本当は、地裁の建物ではなく、原告団の「行進」を撮りたいが、構内は撮影禁止ということで、毎回こんな写真になる。

本館2階201号法廷で22日午後「第23回弁論」があり、別館玄関前で猛暑のなか傍聴券の抽選に並んだ。運よく抽選に当たり傍聴できた。



弁論は原告準備書面65「長期評価を規制にとりこまなければならなかったこと」について、原告弁護団によりパワーポイントによる内容の説明がなされた。被告国が長期評価には様々な異論があったので、規制に取り込まなかったという主張に対する反論である。長期評価（本件知見）はその成立経緯からして、合理性・信頼性を疑う余地のない知見であった。本件知見は、福島第一原発の津波に対する安全性評価を根本的に揺るがすものであった。

声がよく通る担当弁護士の説明は明快であり、全てが実態を伴わない「後付け」の言い訳であり、被告国が責任を負うべきことに疑いの余地はないと主張した。今回、この説明のあと傍聴席から拍手があった。当然ながら、私もその一人だ。裁判長から「注意」があると思ったが、どういうわけか、何もなく閉廷となった。



被告国、東京電力からの準備書面提出はなく、30分ほどで閉廷した。「一方通行」の原告弁護士の説明で終わってしまった。いつもながら、もうすこし「やりとり」を期待したいが、これが法廷での「弁論」なるものだろうか。

地裁近くの弁護士会館での「報告集会」では、心に響く発言が続いた。サポーターズの皆さんの訴えは、いつもながら頭が下がる。原告団挨拶の最初は、団長の森松明希子さんの熱のこもった挨拶。何回も聴いてきた「森松節」は、つい先日の名古屋地裁での「不当判決」への悔しい思いもあり、いつもより一段とトーンが上がっていた。その後に、淡々と避難と原発への思いを語る原告女性。

いわき市久之浜で暮らしていた彫刻家の原告は、原発裁判の原告、「当事者」としての立場から、皆さんもいつ「原告」の立場になるかもしれないと。南相馬で楽器の修理をしてきた原告、父を亡くした相馬市から避難した原告らが、原発事故から苦渋の避難生活について語った。事故から8年という時の重みを痛感した。司会の井上美和子さんが、8年ぶりに先祖のお墓を訪れ、父が重い墓石を一人で直したことを心をこめ話した。いつもながら井上さんの語りに吸い込まれてしまう。

(2019年8月23日)